

【施策09】生活支援

～生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち～

◆展開方向01: 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組めます。

1	子育て家庭ショートステイ事業費	239
2	子ども家庭相談支援体制整備事業費	241
3	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	243
4	兵庫県家庭児童相談員連絡協議会会費	245

◆展開方向02: 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。

1	中国残留邦人等生活支援給付事業費	247
2	中国残留邦人等地域生活支援事業費	249
3	配偶者等暴力に関する支援事業費	251
4	生活困窮者自立相談支援事業費	253
5	住宅・生活支援対策事業費	254
6	助産施設措置費	255
7	母子生活支援施設措置費	256

◆展開方向03: 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。

1	生活保護安定運営対策等事業費	257
2	生活困窮者等就労準備支援事業費	259
3	生活困窮者学習支援事業費	260
4	医療費等審査支払事務費(生活保護)	261
5	要介護認定調査事務費(生活保護)	262
6	生活扶助費 ほか9事業	263

(このページは白紙です)

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	子育て家庭ショートステイ事業費	3E31	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市子育て家庭ショートステイ事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成7年度		款	15 民生費
施策	09 生活支援		項	10 児童福祉費
			目	10 児童措置費

施策の展開方向	(09-1) 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	社会的事由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童福祉施設等において児童を一定期間養育することにより、児童及びその家庭の福祉向上を図る。
対象(誰を・何を)	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童、又は緊急一時的に保護を必要とする母子等
求める成果(どのような状態にしたいか)	家庭における児童の養育が一時的に困難となった児童が、養育者のいる適切な環境の中で養育されること、また、保護者の育児不安や疲れの軽減を図ることにより、児童の健やかな成長につなげる。
事業概要	児童を養育している保護者が社会的理由(疾病、育児不安、疲れ、看病疲れ、出産、看護、出張、公的行事への参加等)により、児童の養育が一時的に困難になった場合及び母子が緊急に保護を必要とした場合に児童福祉施設において短期間養育する。
実施内容	1.利用実績 伊丹乳児院、明石乳児院、子供の家、尼崎学園、善照学園、三光塾(計6か所)
	<利用延べ人数> (単位:人)
<利用理由> (単位:人)	

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	570	554	1,154	
扶助費	570	554	1,154	
人件費 B	3,652	3,723	5,403	
職員人工数	0.08	0.08	0.29	
職員人件費	630	656	2,306	
嘱託等人件費	3,022	3,067	3,097	
合計 C(A+B)	4,222	4,277	6,557	
C 国庫支出金	191	334	322	地域子ども子育て支援事業費
の 県支出金	154	334	322	補助金として実施。(補助率:国・県1/3)
市債				
その他	43	7	7	自己負担金
内訳 一般財源	3,834	3,602	5,906	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	事業実施施設数							単位	か所	
目標・実績	目標値	8	達成年度	26年度	25年度	6	26年度	8	27年度	8
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 保護者側が送迎対応できる地域の施設利用は実施された。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	家庭における児童の養育が一時的に困難となった児童が、養育者のいる適切な環境の中で養育されること、また保護者の育児不安や疲れの軽減につながっている。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	現状、利用者には課税状況により利用料の一部の負担を求めている。一部負担額については県事業として実施していた際の金額に基づき設定しており、子育て見直しの必要性
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	家庭の不安や負担感を軽減するという事業の趣旨からすると、これ以上の負担を利用者に求めることはできない。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他都市すべて実施しており、全ての市で本市と同水準の一部負担額を設定している。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	利用申請の受け付けや施設との調整、利用決定、費用の支払は市の業務である。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	利用申請の受け付けや施設との調整、利用決定、費用の支払は市の業務である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	現在8か所の児童福祉施設にショートステイを依頼し、児童及びその家族の福祉向上に寄与しているが、ここ数年施設と利用調整を行う中で、施設が満床のため受入れを断られたり、保護者側から遠方の施設のため利用を拒否されたりするなど、利用希望に応じられないケースが発生している。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	当事業は、一時的に子供を預かる事業で、利用によって保護者の育児疲れや不安は一時的には軽減されるものの、育児疲れや不安・疾病を抱える保護者に対しては、当事業を利用しながら継続的な支援が必要である。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	子ども家庭相談支援体制整備事業費	3D79	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市子どもの育ち支援条例		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成22年度		款	15 民生費
施策	09 生活支援		項	10 児童福祉費
			目	05 児童福祉総務費

施策の展開方向	(09-1) 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子供を早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現場に福祉の視点を導入することで要支援の子供への学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。
対象(誰を・何を)	尼崎市子どもの育ち支援条例に定める「支援を要する子供」(虐待若しくはいじめを受けている子供、不登校、非行の子供など。)のうち、学校現場において適切な支援につながらない子供を対象に、支援を行う。
求める成果(どのような状態にしたいか)	子供の最善の利益をもとにした適切な支援につながるにより、すべての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す。具体的には、学校現場での初期段階の掘り起こしによる重篤化の防止、学校現場で抱える家庭環境等が絡む問題への対応力の向上など
事業概要	① 子ども家庭相談支援体制におけるスクールソーシャルワーク(子供の抱える問題のアセスメント、解決のためのプランニング、他機関コーディネート、学校現場での相談など) ② 支援に行き詰まるケースや事業管理などへのスーパーバイズ
実施内容	○ スクールソーシャルワーク活動 子供の育ち支援ワーカー6人を福祉事務所に配置し、週1日特定の学校に配置し活動する「配置校型」6校と、学校からの要請に応じて派遣し活動する「派遣校型」でスクールソーシャルワーク活動を実施している。配置校での活動においては、小中連携の視点をから、関係する小中学校にもアウトリーチして活用を働きかけている。また、学校で起こる様々な事象にスクールソーシャルワークを活用できるか相談を兼ねた窓口を教育委員会生徒指導担当に担ってもらい、学校への同行訪問やケース会議への参加等、福祉・教育相互に情報共有するなど連携して対応している。 ・活動学校数 小学校 24校(配置校2校、派遣校22校)相談ケース数108件 中学校 12校(配置校4校、派遣校 8校)相談ケース数150件 ・校内ケース会議131回 ・連携ケース会議59回 ・他機関との連携活動251回 ○ スーパーバイズの実施 ・個別ケーススーパーバイズ 35 回実施 ・事業管理スーパーバイズ 福祉・教育連携体制SV調整会議 4回実施 スクールソーシャルワーク活動連絡会議 11回実施 教員に対する事業管理スーパーバイズ 3回実施 ・ワーカー研修 10回実施

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,056	1,729	1,874	
報償費	918	1,571	1,683	講師謝礼
旅費	40	49	71	職員出張旅費
需用費	98	109	120	書籍、事務用品
繰出金				
その他				
人件費 B	30,696	30,998	30,431	
職員人工数	1.01	1.03	0.95	
職員人件費	8,005	8,198	7,605	
嘱託等人件費	22,691	22,800	22,826	
合計 C(A+B)	31,752	32,727	32,305	
C 国庫支出金	5,227	5,104	7,485	文科省スクールソーシャルワーカー活用事業(補助率1/3)
市債				
市債				
その他				
一般財源	26,525	27,623	24,820	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	活動を行う学校数(学校への活動の周知、活動の展開を図ることが、結果的に要支援の子供への支援につながることから活動指標として学校数を設定)							単位	校
目標・実績	目標値	62	達成年度	25年度	20	26年度	30	27年度	36
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 23年度に配置校・派遣校という形態に変更し、活動の狙いを明確にした。そのため、制度理解の上活用した学校からは、活動要請が増えてきており、制度への評価は非常に高いと考えられる。しかし、全小中学校に対する支援を行うには、ワーカーの配置は十分とは言えない。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	子供の育ちの環境への福祉的アプローチ、丁寧な対応を求められている本市の現状を踏まえ、すべての子供が健やかに育つことを目的として、家庭児童相談や要保護児童対策地域協議会との密接な連携を前提としつつ、支援を要する子供を適切な支援につなげるための仕組みの規定を子どもの育ち支援条例に設け、その具体的な施策展開として、当事業を推進している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、要支援の子供の早期発見と適切な支援につなげるため、就学後対応の機能強化の視点からスクールソーシャルワークを実施するものであり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他都市ではスクールソーシャルワークの実施機関を教育委員会に設置しているが、本市では条例を根拠に、福祉事務所にてワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に配置したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、教育委員会(生徒指導担当)を窓口として学校現場に活用をすすめるとともに、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉の視点を持って問題のアセスメントを行うとともに家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営体制となっている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	当事業は、条例の規定に基づき、支援を要する子供に対して、子供の育ち支援ワーカーが福祉・保健・教育分野の市の各機関や、県・国の関係機関、家庭や地域の社会資源等を総合的に調整し、子供の最善の利益のもとにケースマネジメントを行うものであり、この役割は、ケースに対応する市以外には担うことが困難である。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ↔ 行政の領域	条例の規定に基づき、市の責務として実施している。なお、子供の最善の利益を図るために関係機関、支援関係者が連携して支援を行っている。
	現状 将来像	

⑧総合評価

総合評価	維持	子どもの育ち支援ワーカーを3人から6人に拡充し2年が経過し、小中学校61校のうち54校で活動するに至っている。学校からの相談には、不登校や問題行動のうち家庭環境や発達に起因するなどの事例が多く、子供を支援する校内体制を整え、役割分担の上、支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった長期的な取組が必要である。今年度は、学校の管理職を対象とした「スクールソーシャルワーク活動発表研修」を実施した。このことにより、学校からの派遣要請も増えつつある。引き続き、初期対応や学校の対応力の向上等という事業本来の成果を出すことにも重点を置く必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	①引き続き学校現場への福祉の視点の導入、学校内の支援体制づくりのサポートに重点を置いて取り組むとともに、小中連携の視点からのアウトリーチや個々の活動の実践校内研修等を活用し、学校への更なる周知を図り、活動校を増やしていく。②教育委員会との一層の連携強化により、要支援の子供の支援体制作りをサポートする取組を進める。③配置校・派遣校での活動を継続して、計画的にスクールソーシャルワーク活動を行う。④次年度の福祉事務所の2所化、そして、その後の「子どもの育ち支援センター機能」の構築に伴い、配置・相談体制の整備等について検討していく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営費 3D7B	事業分類	ソフト事業
根拠法令	児童福祉法	事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)、尼崎市男女共同参画計画(評価:無)、あまがさき地域福祉計画	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成17年度	款	15 民生費
施策	09 生活支援	項	10 児童福祉費
		目	05 児童福祉総務費

施策の展開方向	(09-1) 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

① 事業概要

事業実施趣旨	要保護児童等の適切な保護を図ることを目的としている。少子化、核家族化、多様化する家族形態、地域社会のつながりの希薄化、貧困層の増加などに伴い、支援を要する家庭の課題やリスクが年々複雑化・深刻化しており、関係機関と連携した支援が必要である。
対象(誰を・何を)	要保護児童(保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)及び要支援児童等(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に看護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)
求める成果(どのような状態にしたいか)	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等を早期に発見し、適切な支援につなげる。
事業概要	児童虐待防止等に関する機関との連携を図り、虐待の発見や早期予防など要保護児童等対策の促進を図る。具体的には、会議体の運営や研修会の開催、啓発活動を行う。
実施内容	1.各会議体・研修会について<平成27年度実施状況> 【代表者会】11回開催 36機関の民間団体、行政関係部局を構成機関とし、要保護児童等対策全般について情報交換、施策の策定及び機関連携のあり方及び役割について協議する。 【拡大事務局】11回開催 7機関の行政関係部局を構成機関とし、協議会の運営方法や課題について協議・検討する。 【実務者会】19回開催 7機関の行政関係部局を構成機関とし、要保護児童等の情報交換・情報共有を図り、ケースの重症度や支援体制について協議する。また、要保護児童等として登録されているすべての児童について、関係機関から情報を集約し、その情報をもって支援の見直しに役立てた。 【個別ケース検討会】延べ264件について検討 ケースに関係する機関が重篤なケース、緊急性のあるケースについて、情報交換・情報共有を図り、具体的な支援方針等について協議する。 【研修会】2回開催 要保護児童等への具体的な支援方法や関係機関の役割等について、専門家から知識を得る。 2.啓発事業について<平成27年度実施状況> 子育てに関する相談窓口と児童虐待の通告先を市民に周知するため、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、啓発グッズの配布や出前講座を実施した。

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	301	440	597	
報償費	301	365	519	講師謝礼
需用費		75	78	事務用品
人件費 B	10,296	10,725	11,542	
職員人工数	0.57	0.58	0.81	
職員人件費	4,251	4,591	6,438	
嘱託等人件費	6,045	6,134	5,104	
合計 C(A+B)	10,597	11,165	12,139	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	10,597	11,165	12,139	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	個別ケース検討件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)		単位	件
目標・実績	目標値	332	達成年度	29年度
			25年度	244
			26年度	258
			27年度	264
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成27年度は延べ264件について各機関の支援担当者が集まり個別ケース検討会議を開催した。引き続き関係機関と連携し、具体的な支援内容や各機関の役割について適宜検討を行い、きめ細かな支援体制をとることによって児童虐待のリスク軽減を図る。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	協議会の構成員には守秘義務が課されており、協議会を設置することによってこれまでは公務員など、守秘義務が存在することから個人情報の提供に躊躇があった関係者からの個別ケースについての積極的な情報が得られる仕組みとなった。また、民間団体を始め、法律上の守秘義務が課されていなかった関係機関との積極的な情報交換を行えるようになり、関係機関の連携による取組みが要保護児童の早期発見や適切な支援に寄与している。協議会の設置は児童福祉法によって各自治体の努力義務とされているが、昨今の虐待への社会的な対応のためにも必要である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担の見しやすさ	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 関係機関との連携を図り、虐待の早期発見・早期対応など要保護児童等対策の促進を図るための事業であり、受益者負担は想定していない。
----------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	協議会の設置は児童福祉法によって各自治体の努力義務とされている。平成25年度末現在、兵庫県下ではすべての市町が協議会を設置しており、尼崎市では平成18年12月より設置している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無 児童福祉法により、設置主体は地方公共団体と定められているが、児童虐待における啓発や研修事業については、民間団体の協力を得て実施することができる。																								
委託等の可能性																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 協議会の設置により行政と民間団体の連携が図られつつあるが、十分とは言えない。必要な情報が共有できるよう引き続き民間団体との連携を進めていく必要がある。		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像			○		
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状				●																					
将来像			○																						

⑧ 総合評価

総合評価	拡充 関係機関との連携により、要保護児童等の早期発見・早期対応に寄与している。今後も引き続き積極的な情報交換を図り、連携した取り組みを行っていく。虐待の重篤事案を発生させないためには日々の見守りと早期対応が必要であるため、会議の運営方法及び適切な査察指導体制を構築することを検討していく。
------	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上に向けた研修会を積極的に開催する。 関係機関との連携協力関係を維持し、支援体制を強化していく必要がある。 平成28年度以降も児童虐待の相談・通告先を周知し、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める啓発活動を継続して実施する。 福祉事務所2所化、子どもの育ち支援センター——機能構築に伴い、支援体制の整備等について検討していく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	兵庫県家庭児童相談員連絡協議会会費 3D9A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	兵庫県家庭児童相談員連絡協議会規約	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	—	款	15 民生費
施策	09 生活支援	項	10 児童福祉費
		目	05 児童福祉総務費

施策の展開方向	(09-1) 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

① 事業概要

事業実施趣旨	家庭児童相談室の運営を円滑かつ適正に行うため、県下の家庭児童相談員が共通の諸問題について調査研究をするともに、相互の連携を促進する。当協議会では研修会を開催し、家庭児童相談員の資質の向上を図っているが、各市によって抱える課題や相談員の相談対応スキルに差があるため、研修のより効果的な開催が課題である。
対象（誰を・何を）	職員
求める成果（どのような状態にしたいか）	家庭児童相談員が協議会へ参加することにより、他市との情報交換や研修による相談対応スキルの向上が図られ、適切な支援へつながる。
事業概要	家庭児童相談員等の相互の連絡、研究協議を行い、その資質の向上と進展をはかることを目的に設置された兵庫県家庭児童相談員連絡協議会に相談員9人分の会費を支払う。
実施内容	<p>1.協議会の運営内容＜平成27年度実施状況＞ 研修会及び総会 1回 役員会 4回 研修会 5回 研修会の主な内容 いながわ子供の家 施設見学、意見交換 「体罰の子どもへの影響と体罰に代わる関わり」ほか</p> <p>2.会費支払実績 平成25年度 家庭児童相談員9名 @6,000×9名＝54,000円 平成26年度 家庭児童相談員9名 @6,000×9名＝54,000円 平成27年度 家庭児童相談員9名 @6,000×9名＝54,000円</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	54	54	54	
負担金補助及び交付金	54	54	54	
人件費 B	408	410	413	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	408	410	413	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	462	464	467	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	462	464	467	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 協議会主催の研修会に参加し、相談対応スキルの向上を図った。今後も引き続き研修会への参加により、家庭児童相談員としてのスキルの向上を図る。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	兵庫県下の家庭児童相談員は全て協議会に参加しており、協議会主催の研修会に参加することにより、家庭児童相談員の児童相談対応スキルの向上に寄与している。相談員の対応スキルの向上が図られることにより、相談者への適切な支援につながる。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	兵庫県下すべての家庭児童相談員が協議会の会員となり、協議会の総会や研修会に参加し、児童相談に関する情報交換や知識の向上を図っている。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	兵庫県内の家庭児童相談員が会員となる協議会である。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	協議会主催の研修会に参加することにより、家庭児童相談員の児童相談対応スキルの向上に寄与している。また、兵庫県下の家庭児童相談員が集まり、情報交換を行うことで市町間の連携が促進される。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	協議会への参加を継続し、家庭児童相談員の児童相談対応スキルの向上を図るとともに、児童相談体制や相談対応についての情報交換を行い、相談者への適切な支援につなげていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	中国残留邦人等生活支援給付事業費 30CL	事業分類	法定事業
根拠法令	(略称) 支援法(平成6年法律第30号)	事業区分	裁量的
個別計画	-	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度	款	15 民生費
施策	09 生活支援	項	05 社会福祉費
		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

① 事業概要

事業実施趣旨	高齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に対する保管制度として生活支援を行う。その内容は基本的には「生活保護法」の例によるものとしている。また、平成26年度10月から、配偶者支援金制度が創設され、特定配偶者に対し支援金を給付する。
対象(誰を・何を)	中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
求める成果(どのような状態にしたいか)	中国残留邦人の老後生活の経済的安定を図る。
事業概要	高齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない特定中国残留邦人等に対し、公的年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行う。配偶者支援金は、特定中国残留邦人が死去した特定配偶者(中国籍)を対象に、高齢基礎年金の3分の2の額を支援金として支給するもの。
実施内容	支援給付状況について <平成25年度> 【給付世帯】 延べ253世帯 平均21世帯 【給付人員】 延べ396人 平均33人 【給付金額】 62,989,666円 内訳: 生活 21,733,090円 住宅 8,305,263円 介護 957,027円 医療 31,793,286円 葬祭 201,000円 <平成26年度> 【給付世帯】 延べ276世帯 平均23世帯 【給付人員】 延べ420人 平均35人 【給付金額】 58,180,768円 内訳: 生活 22,544,839円 住宅 8,573,230円 介護 1,423,593円 医療 25,639,100円 【配偶者支援金】(H26.10~) 2世帯 2人 @42,933円×2人×6月= 515,196円 合計 58,695,964円 <平成27年度> 【給付世帯】 延べ252世帯 平均21世帯 【給付人員】 延べ420人 平均35人 【給付金額】 57,224,896円 内訳: 生活 21,927,677円 住宅 8,422,280円 介護 1,579,486円 医療 25,295,453円 【配偶者支援金】 2世帯 2人 @43,338円×2人×12月=1,040,112円 合計 58,265,008円

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	58,800	58,372	59,541	
委託料	104	107	105	支払審査委託料等
扶助費	58,696	58,265	59,436	生活支援給付費等
人件費 B	6,369	6,094	6,128	
職員人工数	0.30	0.31	0.30	
職員人件費	2,397	2,418	2,426	
嘱託等人件費	3,972	3,676	3,702	
合計 C(A+B)	65,169	64,466	65,669	
C 国庫支出金	47,940	47,752	44,792	生活保護費等負担金事業費として実施(補助率7.5/10、配偶者10/10)
県支出金				
国庫委託金	2,903	2,965	2,934	引揚者等援護事務委託費(10/10)
その他				
内訳 一般財源	14,326	13,749	17,943	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	支援給付予定者の漏れ防止「支援給付開始世帯/支援給付予定対象世帯」(対象者保護率は100%。仮に保護されていない対象者がいても把握できないため活動指標を設定)		単位	%
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度
			25年度	100
			26年度	100
			27年度	100
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成27年度において、新規の支援給付予定対象世帯は他市から転入してきた1世帯2人であり、法定期間内に開始したため市内居住の支援給付が必要な中国残留邦人の保護率は100%を維持している。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 生活保護に準じた社会保障制度であり、対象者に負担を求めるものではない。
-----------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	根拠法により、支援給付は都道府県知事、市長又は福祉事務所を設置する町村長が行うと定められている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政の責任において実施する必要がある。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	中国残留邦人は中国に長期間残留を余儀なくされたことから、日本語が不自由で、また、生活習慣も異なるため、安定した職を得て貯蓄することもできず、地域からも孤立し、老後に不安を抱いている等の現状に対して、老後の生活を安定させる観点から特別に配慮するものとして創設されたものであり、今後も継続が必要である。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	現在支援給付の対象は、基本的に残留邦人一世とその配偶者であり、高齢化が進んでいるため将来的に対象者がいなくなれば終了に向かうことが予想されるが、制度改正等、国の動向による。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	中国残留邦人等地域生活支援事業費 30CM	事業分類	法定事業
根拠法令	(略称) 支援法(平成6年法律第30号)	事業区分	裁量的
個別計画	-	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度	款	15 民生費
施策	09 生活支援	項	05 社会福祉費
		目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

① 事業概要

事業実施趣旨	中国残留邦人等が地域において生き生きと暮らすことができるよう、地域における多様な施設や活動等をネットワーク化し、地域支援を促進する。
対象(誰を・何を)	国費又は自費(国費相当)により永住帰国した中国残留邦人とその家族(同行入国世帯)
求める成果(どのような状態にしたいか)	中国残留邦人とその家族が地域社会に安心して参加できる環境を構築し社会参加を促すことにより、孤立することなく地域の一員として受け入れられ、自立した社会生活が送れるようになる。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業 身近な地域での日本語教育支援事業(日本語教室) 自立支援通訳等派遣事業・支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業 地域生活支援プログラム事業(日本語教室・交流事業に参加するための交通費・教材費の支援)
実施内容	<p><平成25年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室 実施回数42回:講師25人 延べ922人 1回当22人 受講者41人 延べ1,031人 1回当25人 文化交流教室 実施回数10回:講師23人 延べ72人 1回当7人 受講者35人 延べ125人 1回当13人 交通費(教室)教室数6 対象21人 通学回数延1,995回(交流事業)対象18人 参加回数延120回 教材費(教室) 対象5人 支給回数7回(交流事業)対象13人 支給回数30回 地域住民に対する広報活動事業(講演会等) H25.9.28 中央公民館で開催 参加者数 160人 <p><平成26年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室 実施回数42回:講師31人 延べ875人 1回当21人 受講者36人 延べ1,054人 1回当26人 文化交流教室 実施回数12回:講師14人 延べ60人 1回当6人 受講者33人 延べ82人 1回当9人 交通費(教室)教室数6 対象21人 通学回数延2,098回(交流事業)対象18人 参加回数延144回 教材費(教室) 対象7人 支給回数8回(交流事業)対象10人 支給回数41回 資格取得支援 対象1人 配偶者支援金制度創設に伴う、中国残留邦人支援給付システム改修 <p><平成27年度></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室 実施回数42回:講師32人 延べ749人 1回当18人 受講者40人 延べ1,164人 1回当28人 文化交流教室 実施回数12回:講師22人 延べ78人 1回当7人 受講者47人 延べ119人 1回当10人 交通費(教室)教室数6 対象19人 通学回数延2,306回(交流事業)対象19人 参加回数延124回 教材費(教室) 対象16人 支給回数22回(交流事業)対象9人 支給回数27回 資格取得支援 対象0人

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	6,233	3,973	4,382	
報償費	847	754	1,024	自立支援通訳に対する謝礼
役員費	4	0	4	通訳業務上の事故に備える障害保険
委託料	4,320	2,421	2,426	日本語教室運営、レセ点委託料等
扶助費	1,062	798	928	教室等参加交通費・教材費等
人件費 B	1,975	1,996	2,009	
職員人工数	0.16	0.16	0.16	
職員人件費	1,285	1,298	1,306	
嘱託等人件費	690	698	703	
合計 C(A+B)	8,208	5,969	6,391	
C 国庫支出金	4,339	4,698	4,382	生活困窮者就労準備支援事業費等
県支出金	2,070			補助金(10/10)県はシステム改修
国庫委託金	512	523	518	引揚者等援護事務委託費(10/10)
その他				
一般財源	1,287	748	1,491	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	支援事業利用促進「利用者数/支援対象者数(実数)」(当該事業における成果は各人まちまちで、どの程度生活上の安心に寄与しているか数値的に把握できないため活動指標を設定)							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	25年度	100	26年度	100	27年度	100
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 支援給付を受けている本市の中国残留邦人及びその配偶者は、全員が当該事業のうちいずれかの事業を利用している。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法定事業であり、法律上受益者負担は想定していない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	法定事務であるが、日本語教室・文化交流教室はボランティア団体に、支援給付適正化推進事業については社会保険診療報酬支払基金及び民間業者に委託している。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像 ● ○	内容 自立支援通訳等派遣事業は適当な民間団体等が出てくれれば委託可。地域生活支援プログラム事業に関しては、市民への直接給付事務なので委託はなさない。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	中国残留邦人やその家族が安心して生活するため、当該支援事業の必要性は高く、継続を要する。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	当該事業に対する中国残留邦人等の要望は強く、日本語教室や文化交流教室は、高齢化が進む残留邦人とその家族にとって生きがいとなっており、自立支援通訳も日常生活上欠かせない制度となっている。国の要領によれば、当該事業は基本的に民間団体等に委託可であり、自立支援通訳の派遣等については政令市において交流センターで受託している例もあるが、単に通訳だけでなく、時に支援・相談員の役割も担うため、一般市レベルでは現在のところ委託できる団体等はなく、現在のところ市直で実施せざるを得ない。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	配偶者等暴力に関する支援事業費	30CN	事業分類	ソフト事業
根拠法令	配偶者からの暴力等の防止及び被害者の保護に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成25年度		款	15 民生費
施策	09 生活支援		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画(平成24年4月策定)に基づき、配偶者暴力相談支援センターの機能整備として、相談量・質に答え得るよう相談体制を充実させるとともに、外部関係機関との連携強化に取り組む。また、対象者に対する具体的な支援の強化を行う。
対象(誰を・何を)	配偶者等からの暴力を受けた被害者の救済と自立支援
求める成果(どのような状態にしたいか)	配偶者暴力相談支援センターの機能整備には窓口の明確化と相談体制の充実が含まれ、市民にとって相談しやすく、被害者が自立に向け、相談しやすい窓口とすることで、被害者への具体的な支援につなげていく。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員による被害者の相談、支援、保護命令制度利用についての情報提供等 ・ DVに係る証明書の発行及び保護命令制度に係る書面提出 ・ 有識者アドバイザーによる助言・指導 ・ DV被害者の保護に必要な経費の扶助
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人相談員による相談 DV相談件数 472件 ・ DVに係る証明書の発行及び保護命令制度に係る書面提出 計 7件 ・ 有識者アドバイザーによる助言・指導 12回 ・ DV被害者の保護に必要な経費の扶助 0件 ・ 啓発用リーフレット、カードの庁内外関係機関への配布、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、兵庫県警本部・尼崎3署と合同で、阪神尼崎駅前にてDV・ストーカー防止の啓発活動を実施した

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	441	475	1,035	
需用費	114	151	160	啓発パンフレット作成費用等
報償費	324	324	324	講師謝礼
負担金補助及び交付金	0	0	287	施設補助
扶助費	0	0	200	DV被害者扶助費、生活費
その他	3		64	保険料、旅費
人件費 B	10,471	9,822	12,161	
職員人工数	0.48	0.38	0.45	
職員人件費	3,755	3,006	3,559	
嘱託等人件費	6,716	6,816	8,602	
合計 C(A+B)	10,912	10,297	13,196	
C 国庫支出金の財源内訳	0	0	9	児童福祉対策等補助金(補助率1/2)身元保証人確保対策事業分
市債				
その他				
一般財源	10,912	10,297	13,187	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	DV相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	398	26年度	526	27年度	472
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 様々な課題を抱えるDV被害者への支援・相談体制の充実度を図る指標として設定した。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	配偶者からの暴力(DV)は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害である。当事業は、被害者からの相談に応じ必要な支援につなげるにより、被害者が自立し安定した生活を送ることを目指すものであり、人権擁護のためにも必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担の見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 配偶者等からの暴力を受けた被害者の救済と自立支援を図るための事業であり、受益者負担は想定していない。
----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	DV法では、都道府県に配偶者暴力相談支援センターの設置義務を、市町村には設置努力義務が規定されており、平成27年11月9日現在全国で261か所の配偶者暴力相談支援センターが設置されている。兵庫県においても、県市合わせて14か所の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、DV被害者が身近に相談できる窓口として、配偶者暴力相談支援センターの機能整備を図った。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
委託等の可能性	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV法」)」に掲げる業務を適切に実施する施設を「配偶者暴力相談支援センター」としており、市が設置する施設である必要がある。また、自立まで一体的な支援体制を構築するため、運営についても市が担うものである。																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">協働の領域</th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">DV法に掲げられている業務を実施するには、市が設置する施設である必要がある。なお、DV被害者の支援に当たっては、関係機関・支援関係者が連携して支援を行っている。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容	A	B	C	D	E	現状						DV法に掲げられている業務を実施するには、市が設置する施設である必要がある。なお、DV被害者の支援に当たっては、関係機関・支援関係者が連携して支援を行っている。	将来像					
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																				
	A	B	C	D	E																					
現状						DV法に掲げられている業務を実施するには、市が設置する施設である必要がある。なお、DV被害者の支援に当たっては、関係機関・支援関係者が連携して支援を行っている。																				
将来像																										

⑧総合評価

総合評価	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者の安心・安全に留意しながら、住居や就労など自立に向けて様々な課題を抱える相談者に対し、関係機関と連携して必要に応じた支援を行った。また配偶者暴力相談支援センターの周知啓発を行った。 ・ 婦人相談員のスキルアップのために、有識者アドバイザーからのスーパーバイズを月1回受けるとともに、県等が開催している研修等に積極的に参加した。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後とも、配偶者暴力相談支援センターの周知啓発に努めるとともに、警察など関係機関との連携強化を図り、DV被害者に対する適切な支援を行っていく必要がある。民間支援団体との連携を強化を図り、DV被害者の救済を広げる。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	生活困窮者自立相談支援事業費	30CE	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者自立支援法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度		款	15 民生費
施策	09 生活支援		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活困窮者自立支援担当
所属長名	林 弘之		

①事業概要

事業実施趣旨	社会経済情勢が大きく変化する中で、生活に課題を抱える生活困窮者が増加傾向にあり、生活困窮者の課題が複雑化、深刻化する前の早期段階で自立相談支援事業等を実施して自立の促進を図る。
対象(誰を・何を)	生活困窮者(生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)第2条第1項「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」)
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させることで、生活困窮者を早期に把握し、生活困窮者が抱える複合的な課題を解決し、経済的困窮状態からの早期自立を図っていく。
事業概要	自立相談支援窓口を設置し、生活困窮者からの相談に応じて生活困窮者の抱える様々な課題を整理するとともに支援計画を策定し、就労支援をはじめとした各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。また、離職により住居を喪失した、またはおそれの高い生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給する。
実施内容	<p>1 生活困窮者自立相談支援事業 平成27年4月に自立相談支援窓口を開設し、複合的な課題を抱える生活困窮者の相談に応じて様々な課題を整理するとともに、支援計画を策定し、就労支援をはじめとした各種支援を行った。 <平成27年度の相談支援実績> 新規相談人数:828人、継続相談件数:2,880件、支援終了者数:108人、新規就労・増収件数:112件、就労定着者数:51人</p> <p>2 住居確保給付金給付関係事業 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者のうち、一定の要件を満たした対象者に対して家賃相当額(限度額あり)を支給するとともに個々の状況に応じた就労支援を実施することにより包括的かつ効果的な支援を行った。 <平成27年度支給実績> 支給額(支給件数):3,296,400円(述べ74件)</p> <p>3 生活困窮者自立支援制度推進協議会事業 生活困窮者自立支援制度を推進するにあたり、地域における生活困窮者の早期把握及び包括的な支援を図るために、関係機関等の緊密な連携・支援体制の構築及び社会資源の開発等を行うため、必要な協議・検討を行った。 <平成27年度協議会実施状況> 2回:7月24日、11月30日</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	7,118	9,486	27年度新規事業
需用費		1,150	1,100	事務用品等
旅費		31	0	職員会議・研修出席旅費
需用費		154	81	事務用品等
使用料及び賃借料		691	1,219	事務用備品賃借料等
使用料及び賃借料		202	16	複写機等の使用賃借料
負担金補助及び交付金		3,401	6,637	住居確保給付金等
負担金補助及び交付金		7,530	816	住宅支援給付支出額
備品購入費		1,465	0	機械器具費(ハードウェア)
その他		411	530	職員会議・研修出席旅費等
人件費 B	0	51,582	54,100	
職員人工数		4.11	4.36	
職員人件費		32,572	34,871	
嘱託等人件費		19,010	19,229	
合計 C(A+B)	0	58,700	63,586	
C 国庫支出金		24,910	22,702	(補助率3/4)※文書費を含む
の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	0	33,790	40,884	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	住宅・生活支援対策事業費	30CO	事業分類	ソフト事業
根拠法令	住宅支援給付事業実施要領		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成21年度		款	15 民生費
施策	09 生活支援		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活困窮者自立支援担当
所属長名	林 弘之		

①事業概要

事業実施趣旨	離職者であつて就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことにより、生活保護を利用することなく生活再建を図る。
対象(誰を・何を)	離職者であつて就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者
求める成果(どのような状態にしたいか)	住宅及び就労機会の確保により、生活困窮者の就労自立を支援し、生活保護を利用することなく生活を再建する。
事業概要	一定の要件を満たした対象者に住宅支援給付(単身世帯42,500円以内、複数世帯55,300円以内、原則3か月、(最長9か月))を支給するとともに、就労自立支援員が就労支援等を実施する。(※当該事業は、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金として制度化している。)
実施内容	<p><平成25年度(平成25年4月～平成26年3月)> ・支給額(支給件数):12,083,796円(延べ280件) ・相談件数:延べ343件(内、申請49件/内、決定件数49件) ・就労開始件数:36件 ・生活保護移行件数:8件</p> <p><平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)> ・支給額(支給件数):7,530,200円(延べ170件) ・相談件数:延べ248件(内、申請47件/内、決定件数44件) ・就労開始件数:17件 ・生活保護移行件数:6件</p> <p><平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)> ・支給額(支給件数):816,300円(延べ17件) ・相談件数:0件 ※平成27年4月からは生活困窮者自立支援法の中の住居確保給付金として支給されているため、相談実績なし ・就労開始件数:6件 ・生活保護移行件数:2件</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	7,917	913	0	
旅費	31	0	0	職員会議・研修出席旅費
需用費	154	81	0	事務用品等
使用料及び賃借料	202	16	0	複写機等の使用賃借料
負担金補助及び交付金	7,530	816	0	住宅支援給付支出額
負担金補助及び交付金	7,530	816	0	※郵送料については文書費へ振替
人件費 B	9,354	1,981	0	
職員人工数	0.66	0.25	0.00	
職員人件費	5,238	1,981	0	
嘱託等人件費	4,116	0	0	
合計 C(A+B)	17,271	2,894	0	
C 国庫支出金				セーフティネット支援対策事業
の財源内訳				補助金事業として実施
市債	13,775	914	0	(補助率10/10)
その他				
一般財源	3,496	1,980	0	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	助産施設措置費	3E2A	事業分類	法定事業
根拠法令	児童福祉法		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	15 民生費
施策	09 生活支援		項	10 児童福祉費
			目	10 児童措置費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 裕司		

①事業概要

事業実施趣旨	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を実施する										
対象(誰を・何を)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦										
求める成果(どのような状態にしたいか)	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、適切な医療体制の下で安心して出産できる環境をつくり、妊産婦の経済的・精神的負担を軽減することにより、子供の健やかな成長につなげること。										
事業概要	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設において助産を実施する。										
実施内容	<p>1.実施施設 尼崎市内1か所 尼崎医療生協病院</p> <p>2.措置人数(直近5か年)について</p> <table border="1"> <tr><td>平成23年度</td><td>18人(うち4人市外施設)</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>16人(うち1人市外施設)</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>15人(うち1人市外施設)</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>9人(市外利用なし)</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>19人(市外利用なし)</td></tr> </table> <p>3.市費加算の計上について</p> <p>病院としては一般分べん入院に比べてデメリットがあり、市費加算(国庫補助対象外)を行わないと市内での医療機関の協力が得られない恐れがあることから、市費加算を継続して計上している。</p> <p>①当該制度利用者は定期健診を受けず入院助産するケースが多く、医療的にリスクが高い。</p> <p>②ベッドを確保する必要があるが、法で定める措置費上限額と比べて費用が低額となるため、経営採算上、非効率である。</p> <p><加算単価> 妊産婦1人につき66,100円</p> <p><加算実績> 平成27年度→1,255,900円(66,100円×19人)</p>	平成23年度	18人(うち4人市外施設)	平成24年度	16人(うち1人市外施設)	平成25年度	15人(うち1人市外施設)	平成26年度	9人(市外利用なし)	平成27年度	19人(市外利用なし)
平成23年度	18人(うち4人市外施設)										
平成24年度	16人(うち1人市外施設)										
平成25年度	15人(うち1人市外施設)										
平成26年度	9人(市外利用なし)										
平成27年度	19人(市外利用なし)										

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	4,422	9,203	7,866	
扶助費	4,422	9,203	7,866	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	3,652	3,723	5,816	
職員人工数	0.08	0.08	0.34	
職員人件費	630	656	2,719	
嘱託等人件費	3,022	3,067	3,097	
合計 C(A+B)	8,074	12,926	13,682	
C 国庫支出金	2,177	2,177	3,354	児童福祉法による児童入所施設等国庫負担金事業として実施。(補助率1/2)
の財源				
市債				
その他	0		291	自己負担金
内訳				
一般財源	5,897	10,749	10,037	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	母子生活支援施設措置費	3E2K	事業分類	法定事業
根拠法令	児童福祉法		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	15 民生費
施策	09 生活支援		項	10 児童福祉費
			目	10 児童措置費

施策の展開方向	(09-2) 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努める。		
局	健康福祉局	課	生活支援相談課
所属長名	上野 祐司		

①事業概要

事業実施趣旨	母子の自立助長を図るため、また夫の暴力等から逃れるために遠方に入所させることが望ましい母子を保護することを目的としている。母子生活支援施設へ入所した者のほとんどが、安定しないパート雇用であるため、自ら住居を構えて生計を維持できるまでの収入を得ることが難しい。また、子供の養育能力や社会的能力に課題のある世帯も多く、日常生活での支援も必要になっていることから、自立退所に至るまでに時間を要する。																								
対象(誰を・何を)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その者の監護すべき児童の世帯であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠ける状況にあるもの。																								
求める成果(どのような状態にしたいか)	世帯の身の安全と生活場所を確保し、自立した生活が営めるようにする。																								
事業概要	母子の自立助長を図るため、また夫の暴力等から逃れるために遠方に入所させることが望ましい母子を保護する。																								
実施内容	<p>入所世帯の状況 (入所世帯数(各月初日在籍合計数))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ入所世帯数(人員)</td> <td>282 (713)</td> <td>306 (661)</td> <td>325 (694)</td> <td>327 (827)</td> <td>327 (808)</td> </tr> <tr> <td>うち市内</td> <td>127 (294)</td> <td>134 (295)</td> <td>122 (269)</td> <td>111 (246)</td> <td>120 (275)</td> </tr> <tr> <td>うち市外</td> <td>155 (419)</td> <td>172 (366)</td> <td>203 (425)</td> <td>216 (581)</td> <td>207 (533)</td> </tr> </tbody> </table> <p><入所理由(平成27年度入所世帯実績)></p> <p>夫等の暴力 3世帯 7人 住宅事情 3世帯 7人 合計 6世帯 14人</p>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延べ入所世帯数(人員)	282 (713)	306 (661)	325 (694)	327 (827)	327 (808)	うち市内	127 (294)	134 (295)	122 (269)	111 (246)	120 (275)	うち市外	155 (419)	172 (366)	203 (425)	216 (581)	207 (533)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																				
延べ入所世帯数(人員)	282 (713)	306 (661)	325 (694)	327 (827)	327 (808)																				
うち市内	127 (294)	134 (295)	122 (269)	111 (246)	120 (275)																				
うち市外	155 (419)	172 (366)	203 (425)	216 (581)	207 (533)																				

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	101,996	112,737	98,945	
扶助費	101,996	112,737	98,945	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	2,618	2,660	5,361	
職員人工数	0.12	0.12	0.24	
職員人件費	939	956	1,920	
嘱託等人件費	1,679	1,704	3,441	
合計 C(A+B)	104,614	115,397	104,306	
C 国庫支出金	51,025	56,282	49,392	児童福祉法による児童入所施設等国庫負担金事業として実施。(補助率1/2)
の財源				
市債				
その他	24	172	160	自己負担金
内訳				
一般財源	53,565	58,943	54,754	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	生活保護安定運営対策等事業費	301K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	15 民生費
施策	09 生活支援		項	15 生活保護費
			目	05 生活保護総務費

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

① 事業概要

事業実施趣旨	生活保護制度の安定運営を確保するため、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化を図ることにより、生活保護実施水準の一層の向上に資する。				
対象(誰を・何を)	生活保護受給者				
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活保護制度の安定運営を確保するため、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化を図ることにより、生活保護実施水準の向上を図る。				
事業概要	生活保護制度の安定運営を確保するため、被保護者の自立支援プログラムの充実、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化を図ることにより、生活保護実施水準の一層の向上に資する。				
実施内容	(1) 被保護者就労支援事業 生活保護法第55条の6の規定に基づき、被保護者からの就労に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、被保護者の就労に向けた支援を実施することにより、被保護者の自立の促進を図る事業。				
	No.	事業名	H27実施体制		
	①	被保護者就労支援事業	嘱託員15人		
	(2) その他の自立支援プログラム実施体制整備事業 生活保護受給者の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様なメニュー・各種サービスを整備する事業。				
No.	事業名	H27実施体制			
①	自立生活支援事業	嘱託員3人			
(3) 生活保護適正実施推進事業 生活保護の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化等の事業。					
No.	事業名	H27実施体制	No.	事業名	H27実施体制
①	診療報酬明細書点検等充実事業	業務委託	⑤	年金数定請求支援・受給資格点検強化事業	嘱託職員2人
②	警察との連携協力体制強化事業	嘱託職員4人	⑥	生活保護返還金等債権管理事業	嘱託職員2人
③	介護扶助実施体制整備強化事業	嘱託職員2人	⑦	精神障害者等退院促進事業	嘱託職員4人
④	生活保護健康管理支援事業	嘱託職員2人	別途、補助対象となっている事務経費あり		

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	33,786	19,081	20,375	○委託料の主な内訳
旅費	2,153	1,910	2,491	・レポート点検等
需用費	643	790	774	H26決算9,547 H27決算:9,547
役務費	1,407	1,385	1,332	【職員数の推移】
委託料	27,858	14,906	15,546	○嘱託職員数(人)
その他	1,725	90	232	26決:35 27決:34 28予:34
人件費 B	142,679	121,111	124,224	○臨時職員数(人)
職員人工数	2.77	1.61	1.61	26決:5 27決:5 28予:5
職員人件費	21,900	12,759	13,148	【歳入】
嘱託等人件費	120,779	108,352	111,076	生活困窮者自立相談支援事業費等負担金
合計 C(A+B)	176,465	140,192	144,599	被保護者就労支援事業 3/4
C 国庫支出金	33,572	103,094	107,134	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
県支出金	133,901			その他の自立支援プログラム実施体制整備事業 1/2
市債				生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
その他				診療報酬明細書点検等充実事業等3/4
一般財源	8,992	37,098	37,465	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	就労支援事業によって生活保護受給者が就労を開始した件数						単位	件		
目標・実績	目標値	310	達成年度	29年度	25年度	215	26年度	220	27年度	245
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 支援対象者に就労以外にも様々な課題を抱えた方が増えるといった社会的な要因はあるものの、集散的に配置していた就労促進相談員を、ケースワーカーとの連携を重視し、各係への配置とすることで、より適宜の支援につなげる取り組みを進めた結果、平成26年度の220件から平成27年度は上昇している。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	生活保護制度の安定運営を確保するため、実施基盤の整備充実、適正運営の推進及び事務処理の効率化等を行うことが必要である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	生活保護制度は、生活保護法第3条で「最低限度の生活」を保障するものとなり、対象となる生活保護受給者に費用負担を求めることは、最低限度の生活が損なうことにつながるため、生活保護受給者に負担を求めることはできない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

	尼崎市	神戸市	姫路市	西宮市	明石市	伊丹市	宝塚市	川西市
就労促進相談員数(H27.3月末現在)	14	23	7	2	3	2	2	6
就労支援対象者数(H27.3.31支援者数+H26年度中支援終了者数)	517	2,185	194	130	359	113	111	325
就労開始件数(H26年度)	220	1,110	89	24	154	52	31	95
就労支援事業の事業費(平成26年度決算見込額)(千円)	45,383	86,496	19,931	6,492	12,492	11,353	9,946	16,356

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に、生活保護制度の安定運営を確保するために民間委託した方が効率的、効果的と考えられる事業については委託して実施しており、その他の事業については引き続き、市で実施した方が効率的、効果的とする。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	一部を委託して実施している事業が大半である。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	この事業は、生活保護制度の安定運営を確保するために、国が活用を推進している補助事業(正規職員の人件費を除く)であり、本市の生活保護受給者が抱える多様な課題に対応するため、引き続き、重層的かつ多様な支援メニューを実施していく。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	就労支援に関しては、引き続き、生活保護受給者それぞれが持つ能力等に応じて計画的な支援を行い、適時適切な就労支援につなげ、就労開始件数増に努めていく。また、支援方法を検証し、より効果的な取組の検討を行う。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	生活困窮者等就労準備支援事業	30CF	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者自立支援法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度		款	05 総務費
施策	09 生活支援		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

① 事業概要

事業実施趣旨	直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等に対して一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を図るため、支援段階に応じて就労準備セミナー及びボランティア・職業体験を組み合わせて計画的に支援を行う。
対象(誰を・何を)	生活困窮者等
求める成果(どのような状態にしたいか)	一般就労に従事する準備としての基礎能力(コミュニケーション能力等)を形成し、就労することにより経済的困窮状態からの脱却を目指す。
事業概要	様々な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対し、一般就労に従事する準備としてセミナー等を通じた生活習慣の形成から就労の前段階として必要な社会的能力の習得、事業所での職業体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援を一定の期間内に計画的かつ一貫して実施する。
実施内容	<p>1 就労準備セミナー事業【新規】 一般就労に従事する前段階にいる人に対して、コミュニケーションの技法や知識の取得等を図るグループワークセミナーを実施するとともにコーディネーター等が支援対象者と就労支援員やセミナー講師、キャリアカウンセラー及び臨床心理士との総合調整を行う。 (1)働くことの理解、現実的な職業の選択ができるようになること (2)就労意欲の喚起・向上 (3)就職活動を行う前段に最低限必要な知識やマナーの習得(あいさつの励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成) (4)仕事の探し方、選び方、適職理解 (5)ビジネススキル(電話のかけ方・受け方、身なりなど)</p> <p>2 ボランティア・職業体験事業【拡充】 (拡充内容) 生活保護受給者を対象とし、平成26年度まで実施してきた社会的な居場所づくり事業におけるボランティア・職業体験事業の対象者を拡充し、生活困窮者についても実施することとした。 (事業内容) 自立支援相談窓口においてボランティアや職業体験に参加させることが必要と認められ、資産・収入要件に該当する者及び生活保護受給者に対するセミナー、体験等に関するオリエンテーション、職業体験先等との調整、職業体験等の実施及び参加者の評価にかかる一連の業務を事業者に委託して実施する。</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	16,237	17,194	27年度新規事業
委託料		16,237	17,194	
人件費 B	0	2,378	2,400	
職員人工数		0.30	0.30	
職員人件費		2,378	2,400	
嘱託等人件費		0	0	
合計 C(A+B)	0	18,615	19,594	
C 国庫支出金		10,825	11,463	【歳入】
市債				生活困窮者等就労準備支援事業費等
市債				補助金 2/3
その他				
一般財源	0	7,790	8,131	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	生活困窮者等学習支援事業費	30CG	事業分類	ソフト事業
根拠法令	生活困窮者自立支援法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度		款	15 民生費
施策	09 生活支援		項	05 社会福祉費
			目	05 社会福祉総務費

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

① 事業概要

事業実施趣旨	学業や進学環境が十分に用意されない生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、まずは地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援と共に社会性や他者との関係性を育むことを目的とする。
対象(誰を・何を)	生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の子ども
求める成果(どのような状態にしたいか)	生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯あるいは経済的困窮状態に至ることを防止する。
事業概要	生活保護世帯等の子どもの貧困の連鎖を防止するために、事業者に委託し、補助学習支援及び体験学習の実施を行う。
実施内容	<p>学習支援事業は、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)の中で、地域の実情に合わせて自治体が任意に行う事業(任意事業)に位置づけられ、支援対象者に生活保護世帯の子どもだけでなく、生活困窮世帯の子どもまで拡充されることとなった。</p> <p>これまでの生活保護世帯の子どもを対象とした学習支援事業の取組みの中でも、設置箇所数や設置場所が課題となっており、特に学習支援教室が設置されていない地域では利用者が少なく潜在的な需要が見込まれることや、支援対象に生活困窮者世帯の子どもが加わることで、対象者の増加も見込まれることから、学習支援事業をこれまでの2箇所から3箇所へ拡充するとともに、学習支援事業卒業生を対象に高等学校進学後の中退防止についても取り組んでいる。</p> <p>なお、生活困窮者自立支援制度における学習支援事業では利用対象者の要件が定められていないことから、平成27年度は法に規定される対象者である「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」を前提として、収入要件等の定められている他の任意事業を参考として一定の利用要件を策定するとともに、生活保護世帯の子どものほか、新たに設置された自立支援相談窓口(くらしサポートセンター尼崎)において支援決定を行った生活困窮世帯のうちから学習支援が必要となる子どもを対象とした。</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	9,526	9,526	27年度新規事業
委託料	0	9,526	9,526	
人件費 B	4,170	4,180	4,241	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	791	793	800	
嘱託等人件費	3,379	3,387	3,441	
合計 C(A+B)	4,170	13,706	13,767	【歳入】
C 国庫支出金		6,457	6,148	(平成26年度)
市債	3,379			セーフティネット支援対策等事業費
市債				補助金 10/10
その他				(平成27年度以降)
一般財源	791	7,249	7,619	生活困窮者等就労準備支援事業費等
				補助金 1/2(事業費分、嘱託人件費分)

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	救護施設措置費、生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、医療扶助費、介護扶助費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、就労自立給付金費	3P21,3P2A,3P2K 3P31,3P3A,3P3K 3P41,3P4A,3P4K 3P4Q
根拠法令	生活保護法	
個別計画		
事業開始年度		
施策	09 生活支援	
事業分類	法定事業	
事業区分	義務等	
会計	01 一般会計	
款	15 民生費	
項	15 生活保護費	
目	10 扶助費	

施策の展開方向	(09-3) 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進める。		
局	健康福祉局	課	保護課
所属長名	杉本 裕樹		

① 事業概要

事業実施趣旨	生活保護受給者の最低生活を保障するとともに自立助長を図る。												
対象 (誰を・何を)	要保護者、生活保護受給者												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	生活保護受給者の最低生活を保障するとともに自立助長を図る。												
事業概要	生活困窮のため最低限度の生活を維持できない国民に対し、その最低限度の生活を保障し、自立を助長するために必要な扶助を行う。												
実施内容	生活保護法に基づき、生活保護受給者等の保護の要否、程度及び方法を決定するために、必要な調査を行うとともに、自立に向けた助言指導を行う。												
	○救護施設措置費 身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。												
	○生活扶助費 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要な費用を扶助する。												
	○住宅扶助費 家賃・間代・家屋補修その他住宅維持のために必要な経費を扶助する。												
○教育扶助費 義務教育に伴う必要な教材代・給食費などを扶助する。													
○医療扶助費 医療費・治療材料費などを扶助する。													
○介護扶助費 介護サービスの利用に必要な費用を扶助する。													
○出産扶助費 出産費・衛生材料費を扶助する。													
○生業扶助費 生業に必要な資金、技能習得や就職に必要な経費を扶助する。													
○葬祭扶助費 火葬又は埋葬、死体の運搬、その他葬祭に必要な費用を扶助する。													
○就労自立給付金費 安定した職業に就いたこと等により保護を要しなくなった者に支給する。													
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>被保護世帯数</td> <td>被保護者数</td> <td>保護率(%)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度決算</td> <td>13,521</td> <td>18,270</td> <td>4.09</td> </tr> <tr> <td>平成27年度決算</td> <td>13,752</td> <td>18,451</td> <td>4.12</td> </tr> </table>		被保護世帯数	被保護者数	保護率(%)	平成26年度決算	13,521	18,270	4.09	平成27年度決算	13,752	18,451	4.12
	被保護世帯数	被保護者数	保護率(%)										
平成26年度決算	13,521	18,270	4.09										
平成27年度決算	13,752	18,451	4.12										

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	33,258,304	33,440,902	33,801,645	【扶助別割合(平成27年度)】
扶助費	33,258,304	33,440,902	33,801,645	生活扶助費 33.80%
				住宅扶助費 17.40%
				教育扶助費 0.50%
				医療扶助費 44.99%
				介護扶助費 1.90%
				出産扶助費・
				就労自立給付金費 0.01%
人件費 B	1,005,900	1,071,491	1,152,858	
職員人工数	116.64	127.34	134.02	生業扶助費 0.20%
職員人件費	939,178	1,005,314	1,082,740	葬祭扶助費 0.10%
嘱託等人件費	66,722	66,177	70,118	施設措置費 1.10%
合計 C(A+B)	34,264,204	34,512,393	34,954,503	計 100.00%
C 国庫支出金	24,771,410	24,675,074	25,066,892	【職員数の推移】
の 真支出金				○ケースワーカー数(人)
市債				H26決:107 H27決:114 H28予:117
その他				○嘱託職員数(人)
一般財源	9,492,794	9,837,319	9,887,611	H26決:19 H27決:20 H28予:20
訳				【歳入】生活保護費等負担金